

①美郷町商工業設備投資支援事業補助金
【令和6年度分募集要項】

町内商工業者や町内で新規開業または事業承継をする事業者が行う設備や建物への投資を支援するため、要望調査を行います。

本調査は、令和6年度予算編成に向けた要望調査であり、正式には議会の議決を経て、予算の範囲内で決定されるものです。よって、補助額を確約するものではありません。また、申し込み多数の場合は、翌年以降になる場合があります。

対 象 者	・商工業者で<u>町内</u>に事業所を有する個人事業者または<u>町内</u>に本所及び事業所を有する法人 ※農林漁業者を除く ・町税等を滞納していない者 ・暴力団関係者ではない者
補助対象 事業・経費	【事業】 ①新規開業または事業承継に係る事業 ②業績回復・事業拡大につながる事業 ③新製品開発・新分野進出につながる事業 ④生産性向上・ＩＣＴ活用の事業 【経費】 ・店舗、工場棟または宿泊棟などの新築および改築に係る費用 ・設備の更新および新規購入に係る費用（新品） ・その他上記の事業を実施するために必要な費用 ※対象経費の下限は１０万円。 ※他の町補助事業と重複不可。国県補助金は対象経費から除く。 ※車両と建設業機械は対象外（運輸業、買い物弱者支援事業の移動販売用車両、新規開業者および事業承継者が購入する車両は除く） ※原則、町内の商工業者からの購入および施工とする（特殊なものは除く）。 ※汎用性のあるものは除く（パソコン、タブレットＰＣ及び周辺機器、テレビ等）。
補助金額 （税抜）	①対象経費の３分の２以内 上限１００万円 ＊既存事業者・新規開業または事業承継 ②対象経費の２分の１以内 上限２００万円 ＊土日に営業を行う新規飲食店は①または②選択可
必要書類	(1) 補助金申請要望調査票 ＊実施計画内容を記載すること。 (2) 事業の費用とその内容がわかる書類 （見積書、仕様書や図面、カタログ等の写し、建物にあっては設計図書（位置図、平面図等）） (3) 事業開始年月日が申請日から１年未満の事業開始届出書の写し （新規開業者または事業承継者のみ） ※様式(1)は町ホームページまたは役場・支所、商工会で取得可
募集期間	募集期間：令和５年９月１１日（月）から令和５年１１月３０日（木）まで 受付場所：商工会会員…美郷町商工会へ提出 商工会会員以外…企画情報課へ提出
注意事項	交付限度：１事業者１回。（令和６年度から令和１０年度） 補助金交付決定前の事前着工は認められません。 新規開業者は、創業塾を受講してください。